

# 取得条項付C Bの 会計処理案

制度調査部  
齋藤 純

## ASBJが公開草案を公表

### 【要約】

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年9月22日、企業会計基準適用指針公開草案第19号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」(以下、公開草案)を公表した。

公開草案では、会社法の施行により発行が可能となった「取得条項付新株予約権付社債」を発行者側が取得した際の会計処理が新たに規定されている。

もっとも、公開草案で対象とされているのは、取得の対価が「現金」のみであるタイプ、及び取得の対価が「自社の株式」のみであるタイプの取得条項付転換社債型新株予約権付社債であり、実務上問題となっている取得の対価が「現金」と「自社の株式」であるタイプの新株予約権付社債は、検討が見送られている。

### 新たな適用指針案を公表

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年9月22日、企業会計基準適用指針公開草案第19号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」(以下、公開草案)を公表した。現行の実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」において規定されていた内容を、「金融商品に係る会計基準」の改正や会社法の制定を受け、新たな適用指針として設定するものである<sup>1</sup>。

公開草案では、現行の実務対応報告第16号からいくつかの変更が行われている<sup>2</sup>が、会社法の施行により発行が可能となった「取得条項付新株予約権付社債」の会計処理に関する規定が新たに設けられている点が、主たる改正点となっている。

取得条項付新株予約権付社債とは、一定の事由が生じたときに、会社が取得する(買い戻す)ことができるという条項が付された新株予約権付社債のことである。実務対応報告第16号では、新株予約権の取得の会計処理こそ規定されている<sup>3</sup>が、新株予約権付社債を取得した場合の会計処理は想定されていなかった。公開草案では、取得条項付転換社債型新株予約権付社債について、発行者による取得が行われた際の会計処理を規定している。

<sup>1</sup> 新たな適用指針が決定された場合には、現行の実務対応報告第16号は廃止となる。

<sup>2</sup> 取得条項付新株予約権付社債の会計処理のほか、社債発行差金に係る「金融商品に関する会計基準」の改正への対応や、外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側(区分法を採用している場合)及び取得者側の円換算方法などを規定している。

<sup>3</sup> 実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会、2005年12月27日)において規定されている。実務対応報告第16号では、新株予約権の時価に取得時の付随費用を加算した額を自己新株予約権の取得価額とし、純資産の部の新株予約権から直接控除することとしている。

もっとも、現在、会計実務上問題となっているのは、発行会社が新株予約権付社債を取得する際に「現金」と「自社の株式」を対価とするタイプのものである<sup>4</sup>。今回の公開草案で会計処理が明らかにされているのは、取得の対価が「現金」のみであるタイプ、及び取得の対価が「自社の株式」のみであるタイプの取得条項付転換社債型新株予約権付社債である。取得の対価が「現金」と「自社の株式」となる可能性がある取得条項付転換社債型新株予約権付社債の会計処理については、今回検討を見送っており、ASBJ ではその理由を、取得の対価である「現金」と「自社の株式」の割合を決定する基準として、発行者ごとに様々なパターンが考えられるためと説明している。

このため、取得の対価が「現金」と「自社の株式」となる可能性がある取得条項付新株予約権付社債の会計処理については、次の点などが不明確なままとなる。

- ・ 取得した取得条項付転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額は、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額となるのか、取得時の時価となるのか。
- ・ 取得条項付転換社債型新株予約権付社債の取得及び消却を通じて損益は生じるのか。

### 取得条項付転換社債型新株予約権付社債の取得時の会計処理案

公開草案では、原則として、株価が転換価格を上回る場合に新株予約権付社債を取得できる(つまり、in the money の状況でのみ取得できる)こととする取得条項が付された取得条項付転換社債型新株予約権付社債を対象とすることとされている。以下では、発行者側及び新株予約権付社債権者側ごとに、会計処理案をまとめる。

#### 1. 発行者の会計処理

公開草案では、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の取得時の会計処理方法を、下表のように規定している。つまり、取得の対価が「現金」であるか「自社の株式」であるか、また、取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することとされているか否かにより異なることとなる。

図表 取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行者に係る取得時の会計処理案

	新株予約権付社債を取得と同時に消却することが明らかな場合	新株予約権付社債を取得と同時に消却することが明らかではない場合
取得の対価が「現金」	繰上償還に準じた会計処理を行う。 取得する新株予約権付社債の時価と帳簿価額との差額は償還損益として処理する。	自己社債(又は自己社債及び自己新株予約権)の取得に準じた会計処理を行う。 取得する新株予約権付社債の時価を「自己社債」の取得価額とする(一括法を採用している場合)。 取得時に損益は認識しない。
取得の対価が「自社の株式」	投資家が新株予約権を行使した場合に準じた会計処理を行う。 取得した新株予約権付社債の帳簿価額に基づき資本金等を増加させる(一括法を採用している場合)。 取得時に損益は認識しない。	自己社債(又は自己社債及び自己新株予約権)の取得に準じた会計処理を行う。 資本金等の増加額及び取得した新株予約権付社債の取得価額は、取得の対価となる自社の株式の時価に基づき算定する。

<sup>4</sup> 実際の発行事例としては、凸版印刷が2006年5月25日に発表した転換社債型新株予約権付社債や、日本郵船が2006年8月31日発表した転換社債型新株予約権付社債などがある。

		取得時に損益は認識しない。
--	--	---------------

## (1)取得の対価が「現金」の場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合、その経済的実質は新株予約権付社債の繰上償還と同じとなることから、社債の繰上償還と同様の会計処理を行う。

この場合、取得する新株予約権付社債の時価と帳簿価額との差額は償還損益として処理することとなる。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。

社債	100	/	現金	120
償還損	20			

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合、取得した新株予約権付社債を消却しなければ、新株予約権付社債を発行者が保有することとなる(いわば自己新株予約権付社債)。

この場合、発行者が一括法を採用していれば、取得した新株予約権付社債を「自己社債」として計上する。取得した新株予約権付社債の取得価額は、取得時の時価による。この結果、新株予約権付社債の取得時に損益は認識しないこととなる。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。

自己社債	120	/	現金	120
------	-----	---	----	-----

なお、発行者が区分法を採用している場合には、取得した新株予約権付社債のうち社債部分を自己社債として、新株予約権部分を自己新株予約権として処理することとなる。

## (2)取得の対価が「自社の株式」の場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかな場合

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合、その経済的実質は投資家による新株予約権の行使と同じとなる。

従って、取得の対価が「自社の株式」(新株を発行することを想定)である場合には、新株予約権付社債の取得により資本金等が増加することとなる。発行者が一括法によっている場合には、取得した新株予約権付社債の帳簿価額を資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。自社

の株式の交付にあたっては、すべて資本金を増加させることとする。

社債	100	/	資本金	100
----	-----	---	-----	-----

なお、発行者が区分法によっている場合には、取得した新株予約権付社債の社債部分の帳簿価額と新株予約権部分の帳簿価額の合計額を、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。

取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合  
取得した新株予約権付社債を取得と同時に消却することが募集事項に照らして明らかではない場合、取得した新株予約権付社債を消却しなければ、新株予約権付社債を発行者が保有することとなる。また、取得の対価が「自社の株式」（新株を発行することを想定）であるため資本金又は資本金及び資本準備金が増加することとなる。

この場合、発行者が一括法を採用していれば、取得した新株予約権付社債を「自己社債」として計上する。この場合、取得した新株予約権付社債の取得価額は、交付する自社の株式の時価によることとなり、資本金又は資本金及び資本準備金の増加額も、交付する自社の株式の時価に基づき算定する。

[取得時の会計処理]

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行価額 100、取得時の時価 120 とする。自社の株式の交付にあたっては、すべて資本金を増加させることとする。

自己社債	120	/	資本金	120
------	-----	---	-----	-----

なお、発行者が区分法によっている場合には、取得した新株予約権付社債のうち社債部分を自己社債として、新株予約権部分を自己新株予約権として処理することとなる。

## 2. 新株予約権付社債権者の会計処理

### (1) 発行者による取得の対価が「現金」の場合

転換社債型新株予約権付社債の取得の対価が「現金」の場合、転換社債型新株予約権付社債を譲渡したものととして会計処理を行う。

消滅する転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額と受取額との差額は損益として認識する。

### (2) 発行者による取得の対価が「自社の株式」の場合

転換社債型新株予約権付社債の取得の対価が「自社の株式」の場合、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権を行使した場合と経済的実質が同じであるため、転換社債型新株予約権付社債の帳簿価額を株式に振り替える。